

令和2年度 入札契約事務コンプライアンス・  
アクションプランの取組み状況について（報告）

令和2年 12月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

# 目 次

I	はじめに	1
II	令和2年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証	2
1	コンプライアンス確保のための体制整備	3
	(1) 入札情報の管理徹底	3
	(2) 不正行為や不当圧力の排除	4
	(3) 知識の習得及びコンプライアンス意識の醸成	6
2	不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応	8
3	不正が起きにくい入札契約制度の構築	10
4	その他	12
5	その他の入札契約制度に関する調査結果（令和2年度アクションプラン以外の取組み）	13
III	おわりに	14

## I はじめに

本市における全庁的なコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、本市では平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等を検証した上で、その内容を次年度のアクションプランに活かしていくという、PDCAサイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。

この報告書は、その継続した取組みの中で、令和 2 年度のアクションプランの進捗及び取組み状況についての調査・検証結果をとりまとめたものであり、今後の取組みに向けた課題や留意すべき事項について抽出したものである。

## Ⅱ 令和2年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証

令和2年度アクションプランについて、各区（24区）及び各局室（27部署）並びに、出先機関等で契約事務を行っている部署（弘済院など）を加えた53所属に対し、令和2年10月1日時点における具体的取組み状況等の調査を実施した。併せて、複数の所属については状況把握のため、ヒアリングによる確認を実施した。

これらの調査結果をもとに取組み状況について分析・検証を行った。

### 【調査対象一覧】

区	局・室	出先機関
北区役所	副首都推進局	
都島区役所	市政改革室	
福島区役所	ICT戦略室	
此花区役所	人事室	
中央区役所	都市交通局	
西区役所	政策企画室	
港区役所	危機管理室	
大正区役所	経済戦略局	
天王寺区役所	中央卸売市場	
浪速区役所	総務局	
西淀川区役所	市民局	
淀川区役所	財政局	市税事務所を含む財政局税務部
東淀川区役所	契約管財局	
東成区役所	都市計画局	
生野区役所	福祉局	弘済院
旭区役所	健康局	
城東区役所	こども青少年局	
鶴見区役所	環境局	
阿倍野区役所	都市整備局	
住之江区役所	建設局	
住吉区役所	港湾局	
東住吉区役所	会計室	
平野区役所	消防局	
西成区役所	水道局	
	教育委員会事務局	
	行政委員会事務局	
	市会事務局	

は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という。）を示す。

その結果、

○ほとんどの項目において、アクションプランの取組みは実施済みとの回答であった。

以上の状況から、令和2年度のアクションプランの進捗及び取組みはおおむね順調であるといえる。

以下、詳細について記載する。

## 1 コンプライアンス確保のための体制整備

### (1) 入札情報の管理徹底

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	2年度中に実施	計
<b>① 設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）</b>				
各所属における「入札契約情報管理マニュアル」の策定	全所属	52	1	53/53
各所属における「入札契約情報管理マニュアル」の周知徹底及び遵守	全所属	52	1	53/53
「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属	53	0	53/53
<b>② 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底</b> ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など				
「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドライン」の遵守	全所属	53※	0	53/53

（※「該当案件なし」と回答した所属を含む。）

入札情報の管理徹底に関する各所属の取組みについては、おおむね実施できている。

- ・「入札契約情報管理マニュアル」の策定及び遵守について

これまで委員会構成局において、各所属の入札契約情報ガイドラインを作成し、情報管理の徹底に努めてきた。しかし、平成31年1月に発覚した本市発注工事における官製談合事案（以下「官製談合事案」という。）を受け、令和2年度においては、情報管理の重要性や再発防止の観点から「入札契約情報管理マニュアル策定ガイドライン」に基づき、全所属が各職場の状況に応じた入札契約情報管理マニュアル（以下「情報管理マニュアル」という。）を策定することとし、より一層の情報管理を徹底することとした。

各所属の情報管理マニュアルの策定状況については、1所属が新型コロナウイルス感染症にかかる対応や実務上の調整のため未策定であるものの、施設全体として新型コロナウイルス感染症対策のため面談等を制限しており、事業者のみならず職員間の接触もできる限り制限しているなど情報管理マニュアル（標準案）に沿った情報管理は出来ているとのことであった。なお、職場実態に応じたマニュアルの策定を新型コロナウイルス感染症対策の合間を縫って、現場担当との調整を踏まえ、令和2年度中には策定予定であるとのこと。

また、調査日時点においては、一部の所属が情報管理マニュアル策定済であるものの所属内の職員に対し周知徹底を図れていなかったが、本取組状況の調査をきっかけに所属サイトへの掲載するなどにより改善が図られた。

## (2) 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	2年度中に実施	計
<b>① 発注者綱紀保持の取組み及び周知</b>				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守	全所属	53	0	53/53
「公正契約職務執行マニュアル」概要版の活用	全所属	53	0	53/53
「公正契約職務執行マニュアル」の全職員への周知徹底	全所属	53	0	53/53
執務室等への周知ポスターの掲示	全所属	53	0	53/53
<b>② 外部者（元市職員を含む。以下同じ。）の執務室内立入禁止の徹底</b>				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
執務室等への周知ポスターの掲示（再掲）	全所属	53	0	53/53
執務室内に外部者が許可を得ずに入室できる状況にある		0/53		
契約等で必要がないのに、外部者と職員が個室等で会議を行っている旨報告を受けたことがある		0/53		
<b>③ 録音録画装置の設置・運用</b>				
「入札契約事務における録音録画装置の運用について」に基づく運用	委員会 構成局	6	0	6/6
<b>④ 不当圧力対応の記録の義務化</b>				
「要望等記録制度」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守	全所属	53※	0	53/53
「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守	全所属	53※	0	53/53
<b>⑤ 再就職者による働きかけの禁止の周知</b>				
執務室等への周知ポスター掲示（再掲）	全所属	53	0	53/53
<b>⑥ 職場における関係業者等との対応のルールへの遵守</b> ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）				
「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	53	0	53/53
<b>⑦ 不当要求行為・クレーム対応のルール化への遵守</b>				
「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	53	0	53/53
<b>（参考）入札契約事務における元市職員からの働きかけ</b>				
公共機関を除く他団体に出向、再就職した職員または元市職員からの入札契約事務に関する問い合わせがあった		0/53		

（※「該当案件なし」と回答した所属を含む。）

不当行為や不当圧力の排除に関する各所属の取組みについては、おおむね実施できている。

・公正契約職務執行マニュアルの遵守状況について

公正契約職務執行マニュアルの遵守については、各所属において実施できており、一部の所属では、公正契約職務執行マニュアル概要版の活用に関し、調査日時点において、所属内で周知されていなかったものの、本取組状況の調査をきっかけに改善が図られた

・外部者の執務室内立入禁止の徹底について

外部者の執務室内立入禁止の徹底などについては、各所属ともおおむね適切に対応されていた。

また、昨年度末に外部者の認識に差異が無いよう、公正契約職務執行マニュアルにおける外部者の定義を本市からの派遣職員（公益派遣、民間派遣）を含めた「本市職員以外の者」に整理したところであるが、特段の混乱なく運用しているようであった。派遣職員であっても、本市の執務室内で業務を行う必要がある場合は、入室の許可等を本市職員から得るなど、引き続き、執務室内に無断で立ち入ることの無いよう徹底を図っていく。

・録音録画装置の運用マニュアル等の整備について（委員会構成局）

委員会構成局において取組んでいるところであるが、その他の所属における装置の設置状況について確認したところ、今年度についても20所属で設置されていた。なお、実地調査において設置を検討している所属も見られたが予算等の諸課題のため、設置に至っていないとのことであった。入札契約事務に限らず、不当要求等への抑止の観点からも、引き続き普及に努める。

・周知ポスターの掲示について

周知ポスターについては、より一層の効果を図るべく昨年度末によりわかりやすい表現にレイアウト変更を行うとともに、ポスターの種類を5種類から2種類に集約した。

その結果、周知ポスターの掲示が容易になった等の意見もあるなど、形骸化を招くことなく取組みが定着している状況が見られた。

### (3) 知識の習得及びコンプライアンス意識の醸成

#### ① 契約管財局実施の研修

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
令和2年4月20日 ～11月30日	全職員 (課長級以下)	15,539名	eラーニング研修 契約事務・コンプライアンス
令和2年5月7日 ～7月31日	所属長	51名	eラーニング研修 コンプライアンス
令和2年6月19日	契約業務の実務者 (初任者向け)	568名	資料配付 契約事務
令和2年8月3日 ～8月31日	契約業務の実務者 (設計・監督・検査担当者含む)	1,005名	Teamsによる動画配信 コンプライアンス
令和2年10月16日 ～11月30日	契約業務の実務者	587名	eラーニング研修 契約事務(テーマ別)

計 17,750 名

契約管財局では、契約事務に関する知識の習得による適正な事務手続きの遂行と、コンプライアンス意識や公務員倫理の向上を図ることを目的として、計画的に契約事務研修を実施している。

今年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、職員が集合して行う研修の実施が困難となったことから、eラーニング、資料配付、Teamsによる動画配信など、種々の方法により実施することとした。

まず、年度当初に、基礎的知識の早期習得と組織全体へのコンプライアンス意識の醸成と浸透を図る目的から、課長級以下の全職員を対象に拡大してeラーニング研修を実施し、所属長研修については、官製談合事案を踏まえ、昨年度に引き続き、組織トップへのコンプライアンス意識の向上、並びに組織マネジメントを通じた組織への浸透を図ることを目的として実施した。

また、毎年度実施している実務者向けコンプライアンス研修の対象者を、昨年度拡充した設計担当部門の職員だけでなく、監督・検査に携わる職員も対象に加え、各所属原則1名以上の出席を求めることで、契約事務に携わる幅広い職員に対して受講を促した。また、今年度配属された元大阪府警察官に贈収賄などの犯罪と逮捕後の影響について研修動画において講義いただく等、より実態に即した内容とした。

10月に実施したテーマ別の契約事務研修においては、契約事務調査の指摘事項や契約管財局に報告のあった不適正な事案等を踏まえて具体的な事案をもとに注意喚起を行うとともに、相談対応事例に基づくケーススタディを交える等、実務に即した内容により実施した。

これらの研修実施により、知識習得やコンプライアンス意識の醸成に一定の効果はあると考えられ、引き続き、全職員や実務担当者向けなどそれぞれに対応した研修を実施していく必要がある。



- ② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）（※予定含む）  
各所属からの要望に応じて、契約管財局職員による派遣（出張型）研修を積極的に実施している。

今年度は、次のとおり実施（予定含む。）しており、今後も、依頼に応じて実施していく。

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
令和3年1月（予定）	建設局職員 （課長代理級以上）	180名程度	eラーニング研修 契約事務・コンプライアンス ＋ 所属からの要望に応じた内容

（参考）平成31年度実績

① 契約管財局実施の研修

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
令和元年5月15日	所属長	51名	コンプライアンス （外部講師：弁護士）
令和元年5月30日、31日	契約業務の実務者 （初任者向け）	286名	契約事務・コンプライアンス
令和元年8月2日	契約業務の実務者 （設計担当者含む）	262名	コンプライアンス （外部講師：公正取引委員会担当官）
令和元年8月28日	課長級職員	125名	コンプライアンス （外部講師：弁護士）
令和元年9月5日、6日	監督職員（工事）	78名	契約事務・コンプライアンス （外部講師：国土交通省担当官）
令和元年10月21日、23日	契約業務の実務者	のべ 614名	契約事務（テーマ別）

計 1,416名

② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
令和元年8月20日～ 令和元年8月22日	建設局職員 （課長代理級以上）	157名	契約事務・コンプライアンス ＋
令和元年12月12日	水道局職員	53名	所属からの要望に応じた内容

計 210名

## 2 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	2年度中に実施	計
<b>① 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）</b>				
「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施	全所属	53*	0	53/53
談合等不正行為に関する情報を受けたことがある	1/53			
「ある」の場合、「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき対応したか	1/1			
談合防止について事業者への周知	契約管財局	適宜実施		
<b>② 不自然な入札（疑義案件）の調査・分析</b>				
疑義案件の分析	契約管財局	適宜実施		
大阪市入札等監視委員会における報告	契約管財局	適宜実施		
入札結果の監視	契約管財局	適宜実施		
疑義案件・不正入札の継続的な研究 など ※「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施	契約管財局	適宜実施		
<b>③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応</b> ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査				
建設業法違反等不正行為に関する情報を受けたことがある	0/53			
「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき実施	全所属	53*	0	53/53
関係法令遵守の事業者への周知	契約管財局	適宜実施		
<b>④ 大阪市発注の業務委託契約における最低賃金違反に係る情報への対応</b>				
最低賃金違反に関する情報を受けたことがある	0/53			
「ある」の場合、「最低賃金に係る情報の提供に関する取扱い」に基づき対応することとなる。				
<b>⑤ 各所属の契約における不適正事務等の把握・対処</b>				
各所属に対する契約事務調査の実施	契約管財局	実施済		
入札・契約事務に関する不適正事案の把握・報告・再発防止策の徹底	全所属	53*	0	53/53

（※「該当案件なし」と回答した所属を含む。）

不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応に関する各所属の取組みは、すべて実施している旨報告されている。

・談合等不正行為に関する情報への対応について

「談合等不正行為に関する情報を受けたことがある」と回答した所属は1所属あり、昨年度より、談合情報等への対応を契約管財局に一元化したため、談合情報等を受けた場合は、速やかに契約管財局へ報告することとしているが、いずれも大阪市談合情報等マニュアルに基づき速やかな報告等に対応していた。また、その他の所属についても、情報があつた場合は、同マニュアルに基づき報告するとのことであつた。

・建設業法違反等不正行為に関する情報への対応について

「建設業法違反等不正行為に関する情報を受けたことがある」と回答した所属はなかつた。なお、各所属とも「事案があつた場合は大阪市建設業法違反事案等対応マニュアルに基づき対処する」としている。

### 3 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	2年度中に実施	計
<b>①コンプライアンス監視機能の強化</b> ※大阪市入札等監視委員会による監視				
大阪市入札等監視委員会への入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みに関する報告	契約管財局	適宜実施		
契約事務審査会における契約事務手続の検証	全所属	53/53		
<b>② 設計情報に関する公開の推進</b>				
委員会構成局における「入札契約情報管理マニュアル」に基づく情報公開の実施	委員会構成局	6	0	6/6
<b>③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止</b>				
予定価格の事前公表等の効果検証	契約管財局	適宜実施		
<b>④ 契約手続漏れの防止</b>				
契約締結までの手続きや締結漏れを防止する事前の確認	全所属	53	0	53/53
主な取組み内容 <b>【主な回答】</b> ・一覧もしくは案件ごとの進捗管理状況表、台帳やチェックリストなどを作成している。 ・複数名でチェックしている。 ・契約担当が財務会計システムで契約締結漏れがないか確認している。 ・スケジューラーで契約締結までの日程を管理している。 ・契約担当・計理担当が決裁時に、財務会計システムや契約事務審査会の手続きが漏れていないか確認している。				

不正が起きにくい入札契約制度の構築については、おおむね実施できている。

#### ・「コンプライアンス監視機能の強化」の取組みについて

昨年度に引き続き、大阪市入札等監視委員会で調査審議した事案のうち、他所属でも起こりうる事案があった場合は、課題の共有化と契約事務の改善、再発防止を目的として、委員からの意見等をまとめ、庁内周知を行っている。

また、各所属の契約事務審査会における契約事務手続きの検証（随意契約理由等の結果公表、特定少額随意契約、検査事務手続き）は、おおむね実施されていたが、検査事務手続きの検証については、契約事務審査会において検証を行うという認識が定着していないと思われる所属が複数みられたことから、今後も引き続き啓発を進める必要がある。

・ 契約手続き漏れの防止について

一昨年、契約締結漏れの事案が複数発覚したことから、契約締結前に手続きが漏れない取組みを各所属において行うよう、アクションプランの取組み項目としてきたところであり、各所属においては、チェックリストの活用や複数人での確認により、おおむね漏れが無いよう確認できているとのことであった。また、取組み状況において、これまで複数名の相互チェックを実施してきたが、より手続き漏れを防止する観点から、契約一覧チェックリストの作成を検討していると回答した所属もあった。

なお、他の多くの所属においても、チェックリストや進捗管理表等により防止に取り組まれている状況が確認された。

#### 4 その他

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	2年度中に実施	計
<b>① 不正・不適正事案及び他団体の取組み事例の調査研究</b>				
本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック	契約管財局	適宜実施		
他の発注機関における先進的な取組み事例や、刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局	適宜、他都市照会や報道等のチェックを実施		
<b>② 定期的な人事異動の実施</b>				
・ 長期在籍職員の積極的な人事異動の推進についての配慮	全所属	53 <sup>※1</sup>	0	53/53
・ 定期的な人事異動が困難な所属における、研修等によるコンプライアンス意識の徹底	全所属	53 <sup>※2</sup>	0	53/53
具体的な取組み内容				
【主な回答】				
・ 所属内研修の実施				
<b>③ 相談対応の機能強化</b>				
・ 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）	契約管財局	適宜実施		

（※1「該当職員なし」と回答した所属を含む。 ※2 定期的な人事異動が可能な所属を含む。）

その他については、すべて実施できている。

#### ・ 定期的な人事異動の実施の取組みについて

職務内容の特殊性などにより人事異動が困難な所属に属する長期在籍職員への配慮については、全所属が行っているとの回答であった。また、長期在籍職員がいる場合は、契約管財局や各所属で実施するコンプライアンス研修に受講させるなどコンプライアンス意識の向上を図ることとしている。

## 5 その他の入札契約制度に関する調査結果（令和2年度アクションプラン以外の取組み）

アクションプランの検証にあわせて、入札契約事務の適正化に向けた各所属における取組みについて調査を実施し、実施状況確認や課題等の分析を行った。

### 【入札契約事務適正化に向けた各所属独自の取組み】

取組内容	対象所属	取組状況	
		はい	いいえ
入札契約事務の適正化に向けた取組みとして、所属独自の取組みを実施	全所属	29	24

契約管財局が全庁的に行っている取組みに加えて、多くの所属で独自の自主的な取組みを実施しており、入札契約事務の適正化に対する意識が高いことがみられた。

### 【主な独自取組み内容】

- ・所属内研修、事務検討会などの実施（ただし、今年度は新型コロナウイルス対策のため調査日時点で未開催の所属もあった。）
- ・所属独自の仕様書のひな型や事務処理要領などを作成
- ・比較見積結果など「入札契約情報等の公表に関する要綱」に定める事項以上の情報を公表
- ・契約事務にかかるチェックリストの作成・活用
- ・不適正事案等の周知

### Ⅲ おわりに

令和2年度のアクションプランについては、ほとんどの項目において、取組みは実施済みであるとの回答がなされ、一部の所属では新型コロナウイルス対策のため実施が遅れているものであったが、おおむね順調であると確認でき、特段の課題等は見られなかった。

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識を徹底していくためには、どの内容についても言えることだが、単なる作業となってしまうようにしなければならない。

一昨年度に発覚した本市発注工事における官製談合事案については、検察庁による強制捜査を受け職員が逮捕されるという市民の信頼を失う事態であったが、本事案に関する裁判が確定するなど時間が経つごとに、いずれ忘れられていくことが危惧されることから、こうした事件があったことを風化させずに実効性のある再発防止策を継続して講じていくことが必要である。

そういった意味でも、これまでアクションプランが取り組んできた事項を継続して取り組んでいくことが重要であるとともに、目的や趣旨を十分に周知するなど、各所属における不正行為に関する認識や対応に関する意識の持ち方を一層浸透させていく必要がある。

アクションプランを策定して5年を経過するなかで、アクションプランの取組項目については、毎年度の検証により見直し・拡充に努めてきた結果、十分なものとなっている。このため、この取組項目を形骸化させずに、職員のコンプライアンス意識を高い水準で維持向上していくためには、職員一人一人にまで浸透を図られるような取組みにしていく必要がある。

こうしたことから、本報告書の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえ、次年度以降の入札契約事務コンプライアンスの取組みについては、アクションプランの取組項目を基本としながら、入札契約事務に関わる職員一人一人のコンプライアンス意識の向上・徹底が図られる取組みにしていく必要がある。